

会 長 の 選 出

○ 会 長 1名

○ 副会長(会長代理) 1名

※ 湖南省行政改革懇談会運営規則 抜粋

(会長)

第5条 懇談会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。